

# 再任用制度のご案内

(定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用)

令和 8 年 7 月

総務部人事課

## 1 再任用制度の趣旨

### 【定年前再任用短時間勤務制】

少子高齢化が進み、全国的に生産年齢人口が減少する現状に対して、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、令和5年度より定年が段階的に引上げられました。

ただし、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まり、短時間勤務を希望する職員が想定されることから導入したものです。

### 【暫定再任用制度】

定年の引上げにより、これまでの再任用制度が廃止されましたが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、令和4年度以前と同様の暫定的な再任用制度を設けたものです。

#### ○ 再任用のポイント

- ・ 再任用された職員は、**定年前と同等の業務に従事**することになります。
- ・ 定年前再任用の勤務時間は、週29時間とします。
- ・ 暫定再任用の勤務時間は、フルタイムの場合は週38時間45分、短時間の場合は週29時間とします。
- ・ 再任用も「採用」の一形態で、**従前の勤務実績等（人事評価など）に基づく選考採用**であり、また、所定の定員内で行われるものですから、希望しても再任用されない場合があります。

## 2 再任用制度の内容

### ◎ 対象者

#### <定年前再任用短時間勤務職員>

下記(1)~(2)のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 令和8年度末に60歳及び61歳に到達する正規職員 全員
- (2) 60歳に達した日以後、定年前に退職した者  
募集退職等により60歳到達前に退職する(した)場合は応募できませんが、  
下記<暫定再任用職員>の要件(1)または(2)に該当する場合は、暫定再任用職員に応募できます。

#### <暫定再任用職員>

下記(1)~(2)のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 施行日(令和5年4月1日)前に正規職員を退職し、60歳に到達している場合で、下記①または②を満たす者
  - ① 定年退職又は勤務延長後退職した者
  - ② 25年以上勤続して退職した者のうち、次に掲げる者
    - ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

(2) 施行日（令和5年4月1日）以後に正規職員を退職し、再任用募集年度の定年（令和8年度末に62歳）に達している場合で、次の要件を満たす者

- ① 定年退職又は勤務延長後退職した者
- ② 定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者
- ③ 25年以上勤務して退職した者のうち、次に掲げる者
  - ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

◎ 任用・任期

(1) 任用の方法

従前の勤務実績等に基づく選考採用

(2) 任期

【定年前再任用短時間勤務制】

定年退職日相当日（正規職員の定年退職日）まで

【暫定再任用制度】

1年以内（4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とする。）

(3) 任期の更新

【定年前再任用短時間勤務制】

任期が定年退職日相当日までのため更新なし

【暫定再任用制度】

人事評価結果を基礎とし所属長からの内申により、更新直前の任期における勤務実績が良好であると確認できる場合に、あらかじめ本人の同意を得た上で1年以内の更新（ただし、更新時に異動となる場合や、それに伴い任用された職務に応じて俸給の級の格付けが変更となる場合もあり。）

(4) 任期の末日

【定年前再任用短時間勤務制】

定年退職日相当日

【暫定再任用制度】

65歳に達する年度の3月31日

### 3 勤務時間・休暇

◎ 勤務時間

【定年前再任用短時間勤務制】

週29時間とします。

【暫定再任用制度】

フルタイムは週38時間45分、短時間は週29時間とします。  
 (必ずしも希望通りの勤務形態となるわけではありません。フルタイム職員は職員の希望に加えて、業務上の必要性和ポストや定数を考慮のうえ、決定します。)

◎ 休暇

年次有給休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇は旧定年前職員と同様に取り扱いますが、短時間勤務の場合、職員の年次有給休暇及び夏季休暇等は、勤務日数等を考慮し、定年前職員の日数を超えない範囲内で、その者の勤務形態に応じて次の算式により求められる日数または時間数となります。

※ここでいう〔同一勤務型の場合〕とは『1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一。』ということであり、週29時間勤務の場合には「①週5日で1日5時間48分」、「②週4日で1日7時間15分」の2パターンに限られます。

この2パターン以外は〔同一勤務型ではない場合〕となります。

【フルタイム勤務職員の年次有給休暇】

日数	20日
取得単位	1日または半日または1時間
換算	1日=8時間

【短時間勤務職員の年次有給休暇】

〔同一勤務型の場合〕

日数	$20日 \times 1週間の勤務日数 \div 5日$
取得単位	1日または1時間
換算	1日=勤務日ごとの勤務時間数(1時間未満は切り上げ)

〔同一勤務型ではない場合〕 ※取得単位は1時間となります。

日数	「 $155時間 \times 1週間当たりの勤務時間 \div 38時間45分$ 」で算出された時間数を「7時間45分=1日」と換算した日数(1日未満の端数は、四捨五入)
取得単位	1時間(上記の日数を1日=8時間と換算した1時間)
換算	1日=8時間

なお、再任用された際の年次有給休暇は、退職時に有していた年次有給休暇の残日数を引き継いだ上、上記の算式に基づき算定された日数が付与されます。(※退職から再任用まで期間が空く場合は除きます。)

例) フルタイム勤務、繰越日数が20日の例

新たな付与日数は20日なので、繰越分とあわせて $20日 + 20日 = 40日$ が年次有給休暇の日数となります。

例) 〔同一勤務型ではない場合〕で週29時間勤務、繰越日数が20日の例

新たな付与日数は、 $155時間 \times 29時間 \div 38時間45分 = 116時間$   
 $116時間 \div 7時間45分 = 14.96・・・日$

(四捨五入で) 15日となり、  
 繰越分とあわせて20日+15日=35日が年次有給休暇の日数となります。  
 取得単位は1時間であり、1日=8時間と換算した時間数を取得することとなります。

【短時間勤務職員の夏季休暇】(フルタイムの場合は5日)

〔同一勤務型の場合〕

5日×1週間の勤務日の日数÷5日

⇒週5日勤務の場合は5日、週4日勤務の場合は4日となります。

〔同一勤務型ではない場合〕

38時間45分×1週間当たりの勤務時間÷38時間45分÷7時間45分  
 (1日未満は、四捨五入)

⇒週29時間勤務の場合は4日間となります。

## 4 給料

◎ 俸給月額

各級ごとに設定した俸給月額(短時間勤務職員については、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額)

◎ 昇給・昇格制度

なし

※ 再任用職員の俸給月額については、職務の級ごとに単一の額が設定されており、再任用後の職務に応じて決定された級に応じた額が支給されます。また、短時間勤務職員の俸給月額については、勤務時間に比例して算出することとなります。(1円未満の端数は切り捨て)

### 再任用職員の俸給月額

○一般俸給表

(円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
フルタイム	199,000	225,900	271,700	292,600	308,300
短時間(29h)	148,929	169,060	203,336	218,978	230,727
職務の級	6級	7級	8級	9級	
フルタイム	334,900	377,800	412,300	465,500	
短時間(29h)	250,634	282,740	308,560	348,374	

○技能労務職俸給表

(円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
フルタイム	204,300	215,200	237,800	259,500	292,300
短時間(29h)	152,895	161,052	177,966	194,206	218,753

※ R8.4.1現在の関係規定により算定

## 5 諸手当

再任用職員に支給される主な手当は、次のとおりです。長期継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当（扶養手当など）は支給されません。

### ○支給される主な手当

管理職以外	通勤手当、住居手当、地域手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、 特殊勤務手当
管理職	通勤手当、住居手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、 管理職員特別勤務手当

短時間勤務職員の時間外勤務手当については、1日7時間45分までは支給割合が100/100となります。

### ○期末勤勉手当支給月数（勤務成績が良好な場合）

	6月期	12月期	計
期末手当の支給月数	1.2625月分	1.2625月分	2.525月分
勤勉手当の支給月数	1.0325月分	1.0325月分	2.065月分
計	2.295月分	2.295月分	4.59月分

※ R8.4.1 現在の関係規定により算定

### 【参考】週29時間勤務で再任用された場合の年収例

級	一般俸給表の職務 ( )は現業の職務	一般俸給表		技能労務職俸給表	
		俸給月額	年収	俸給月額	年収
2級	一般(相当高度)	169,060円	約290万円	161,052円	約280万円
3級	係長(高度)	203,336円	約340万円		
4級	課長補佐(特に高度)	218,978円	約370万円		
5級	課長(長期経験・特に高度)	230,727円	約450万円		

※ R8.4.1 現在の関係規定により算定

### 【参考】フルタイム勤務で再任用された場合の年収例

級	一般俸給表の職務 ( )は現業の職務	一般俸給表		技能労務職俸給表	
		俸給月額	年収	俸給月額	年収
2級	一般(相当高度)	225,900円	約380万円	215,200円	約360万円
3級	係長(高度)	271,700円	約460万円		
4級	課長補佐(特に高度)	292,600円	約500万円		
5級	課長(長期経験・特に高度)	308,300円	約580万円		

※ R8.4.1 現在の関係規定により算定

## 6 その他の事項

- 服務、能率、分限、公平、公務災害補償等における再任用職員の取扱いは、基本的に定年前の職員と同様
- 再任用後の退職については、退職手当を支給しない。
- 再任用勤務職員は、医療保険（共済組合）・厚生年金・雇用保険に加入。  
再任用短時間勤務職員の場合、共済組合員種別が変更になるため、新たな共済組合員証（資格確認書（A4 紙様式））が発行されます。  
※令和7年12月2日からマイナ保険証となっています。マイナ保険証としての利用登録を行っていない場合は、資格確認書（カード型）が発行されます。

## 7 老齢厚生年金（旧退職共済年金）について

これまでの老齢厚生年金（旧退職共済年金）の制度では、60歳に受給権が発生し、定年退職するとすぐに年金が支給開始となりましたが、法改正に伴い、生年月日により支給開始年齢が段階的に引き上げられており、65歳からの支給になりました。

令和8年度末60歳到達者（昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生まれの方）は、65歳に年金の受給権が発生します。（特定消防組合員は64歳）

詳細は、新潟県市町村職員共済組合ホームページに掲載の「共済年金について」をご確認ください。